

大口町職員の再任用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大口町職員の再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員として採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務形態)

第2条 再任用職員の1日当たりの勤務時間は、7時間45分とし、1週間当たりの勤務日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。

(1) 常時勤務職員 5日

(2) 短時間勤務職員 2日から4日までの範囲で任命権者が定める日数

2 再任用職員の週休日は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める曜日とする。

(1) 常時勤務職員 日曜日及び土曜日

(2) 短時間勤務職員 日曜日及び土曜日に加え、月曜日から金曜日までの間で任命権者が定める曜日

(再任用の申込み等)

第3条 大口町職員が再任用を希望する場合には、再任用職員として勤務を希望する年度の前年度4月末までに再任用申込書（様式第1）及び再任用希望調査票（様式第2）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する再任用申込書の提出者の選考を速やかに実施し、その結果を再任用通知書（様式第3）により、再任用申込書提出者に送付しなければならない。

(年次有給休暇)

第4条 再任用職員の年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。

(1) 常時勤務職員 20日

(2) 短時間勤務職員 20日に当該職員の1週間の勤務日数を5で除して得た数を乗じて得た日数

2 再任用職員の年次有給休暇は、翌年度に繰り越すことができるものとし、その翌年度に繰り越すことができる日数は、前項の規定により付与される一の年度における年次有給休暇の日数を超えない範囲内の残日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）とする。

3 前項の規定にかかわらず、定年等による退職以前の大口町職員としての勤務から引き続いて再任用される職員については、再任用職員に引き続く以前の大口町職員として付与された年次有給休暇の残日数を引き継ぐものとする。ただし、当該翌年度に繰り越すことができる年次有給休暇の日数は、再任用職員に引き続く以前の大口町職員として付与された年次有給休暇の20日を超えない範囲内の残日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）とする。

（再任用職員の職種）

第5条 再任用職員は、原則として退職時の職種と同じ職種に任用するものとする。

2 任命権者は、特に必要があると認めたときは、前項の規定に関わらず、他の職種に任用することができるものとする。

（再任用職員の職場）

第6条 再任用職員は、在職中に培った能力、知識、経験を活用できる職場に配置するものとする。

（任用通知書等の交付）

第7条 任命権者は、次の各号の場合に応じ、当該各号に定める通知書を再任用職員に交付しなければならない。

(1) 新たに再任用を行う場合 再任用職員任用通知書（様式第4）

(2) 再任用の任期を更新する場合 再任用更新通知書（様式第5）

(3) 年度の途中で職場を異動する場合 再任用異動通知書（様式第6）

2 再任用職員の任用に際し、任用期間の満了日が大口町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年大口町条例第29号）附則第3条第3項ただし書に規定する任期の末日となる場合には、前項各号の様式中その他欄にその旨

を明記しなければならない。

(雇用保険)

第8条 再任用職員は、雇用保険の被保険者とする。ただし、短時間勤務職員は、雇用時間に応じて被保険者になるものとする。

(災害補償)

第9条 任命権者は、再任用職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）又は通勤による災害を受けた場合には、地方公務員災害補償制度により補償するものとする。

(健康保険等)

第10条 常時勤務職員は、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく地方公務員共済組合の組合員になるものとする。

2 短時間勤務職員は、次の各号に掲げる社会保険のうち該当するものの被保険者になるものとする。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険

附 則（平成13年11月30日 大口町訓令第11号）

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 第3条第1項の規定の適用については、同項中「4月末」とあるのは、平成13年度においては「11月末」とする。

附 則（平成22年2月15日 大口町訓令第13号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日 大口町訓令第2号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日 大口町訓令第21号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日 大口町訓令第2号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日 大口町訓令第6号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1 (第3条関係)

再 任 用 申 込 書

年 月 日

大口町長

様

住 所

職員番号

氏 名

印

私は、大口町再任用職員としての任用を希望します。

様式第2 (第3条関係)

再任用希望調査表

年 月 日

所 属

職員番号

氏 名

印

1 再任用の希望内容について

(1) 希望する勤務内容

ア

イ

ウ

(2) 希望する1週間の勤務日数

2 健康状態について

(1) 現在の健康状態

① 健康 ② やや病弱 ③ 病気治療中

(病名)

(2) 病 歴

① なし ② あり (病名)

3 退職後の生活について (再任用されなかった場合)

(1) 生活費について該当するものを○で囲んでください。

①自分の年金 (共済) 見込額 (万円)

②自分の年金 (共済以外) 見込額 (万円)

③自分の年金以外の収入 見込額 (万円)

④家族の年金 見込額 (万円)

⑤家族の年金以外の収入 見込額 (万円)

様式第3（第3条関係）

再 任 用 通 知 書

年 月 日

様

大口町長

印

年 月 日付けで申し込みのありました再任用について、慎重に審査し選考しました結果は、下記のとおりです。

記

- | | | | |
|--------|------|---|-------|
| 1 決定内容 | 再任用可 | ・ | 再任用不可 |
| その理由 | | | |

様式第4（第7条関係）

再任用職員任用通知書

年 月 日

様

事業所 名称 大口町

所在地 丹羽郡大口町下小口七丁目155番地

使用者 職氏名 大口町長

印

あなたを任用するにあたっての労働条件は、次のとおりです。

雇用期間	年 月 日から 年 月 日まで
勤務場所	
仕事の内容	
始業・終業 時間及び 休憩時間	時 分から 時 分まで (大口町職員の勤務時間、休暇等に関する規程による)
休日又は 勤務日	休日 イ 休日 (曜日) 勤務日等 ロ 週間の勤務時間 (時間)
所定外労働等	1 所定外労働をさせることが [有/無] → [] 2 休日労働をさせることが [有/無] → []
休 暇	1 年次有給休暇 日 2 その他の休暇 イ 有給 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例による
給 料 等	1 基本賃金 イ 月 額 円 2 諸手当 イ 通勤手当 円 3 所定外労働等に対する割増率 イ 大口町職員の給与に関する条例による 4 給与の支払日 イ 大口町職員の給与の支給等に関する規則による 5 給与支払時の控除 費目 ①所得税 ②雇用保険 ③社会保険
そ の 他	1 日本国憲法を尊重しかつ擁護すること 2 地方自治の本旨に基づき、住民全体の奉仕者として公務を民主的かつ能率的に運営すべき責任を深く自覚し、職務を誠実かつ公正に執務すること

様式第5（第7条関係）

再任用更新通知書

年 月 日

様

事業所 名称 大口町
 所在地 丹羽郡大口町下小口七丁目155番地
 使用者 職氏名 大口町長 印

あなたを任用を更新するにあたっての労働条件は、次のとおりです。

雇用期間	年 月 日から 年 月 日まで
勤務場所	
仕事の内容	
始業・終業 時間及び 休憩時間	時 分から 時 分まで (大口町職員の勤務時間、休暇等に関する規程による)
休日又は 勤務日	休日 イ 休日 (曜日) 勤務日等 ロ 週間の勤務時間 (時間)
所定外労働等	1 所定外労働をさせることが [有/無] → [] 2 休日労働をさせることが [有/無] → []
休 暇	1 年次有給休暇 日 2 その他の休暇 イ 有給 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例による
給 料 等	1 基本賃金 イ 月 額 円 2 諸手当 イ 通勤手当 円 3 所定外労働等に対する割増率 イ 大口町職員の給与に関する条例による 4 給与の支払日 イ 大口町職員の給与の支給等に関する規則による 5 給与支払時の控除 費目 ①所得税 ②雇用保険 ③社会保険
そ の 他	1 日本国憲法を尊重しかつ擁護すること 2 地方自治の本旨に基づき、住民全体の奉仕者として公務を民主的かつ能率的に運営すべき責任を深く自覚し、職務を誠実かつ公正に執務すること

様式第6 (第7条関係)

再任用異動通知書

年 月 日

様

事業所 名称 大口町
 所在地 丹羽郡大口町下小口七丁目155番地
 使用者 職氏名 大口町長 印

あなたを任用するにあたっての労働条件を、次のとおりに変更します。

雇用期間	年 月 日から 年 月 日まで
勤務場所	
仕事の内容	
始業・終業 時間及び 休憩時間	時 分から 時 分まで (大口町職員の勤務時間、休暇等に関する規程による)
休日又は 勤務日	休日 イ 休日 (曜日) 勤務日等 ロ 週間の勤務時間 (時間)
所定外労働等	1 所定外労働をさせることが [有/無] → [] 2 休日労働をさせることが [有/無] → []
休 暇	1 年次有給休暇 日 2 その他の休暇 イ 有給 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例による
給 料 等	1 基本賃金 イ 月 額 円 2 諸手当 イ 通勤手当 円 3 所定外労働等に対する割増率 イ 大口町職員の給与に関する条例による 4 給与の支払日 イ 大口町職員の給与の支給等に関する規則による 5 給与支払時の控除 費目 ①所得税 ②雇用保険 ③社会保険
そ の 他	1 日本国憲法を尊重しかつ擁護すること 2 地方自治の本旨に基づき、住民全体の奉仕者として公務を民主的かつ能率的に運営すべき責任を深く自覚し、職務を誠実かつ公正に執務すること